

~生活に  
いろどりを~

生活情報誌

# ハレット

No.208

大田区 消費生活相談 検索



## 大切な衣類を末永く愛用していただくために ～確認していますか？ 新・洗濯表示～

日本独自の表示（家庭用品洗濯等取扱い絵表示22種類）に代わり、  
世界共通の洗濯表示を採用してから6年が経過しました。

それまでの表示からは大きく変わり、  
種類も41種類と増えましたが、みなさんは活用されていますか？

洗濯表示は、衣類をお手入れする際に必要となる情報を網羅した  
「衣類の取扱説明書」です。

洗濯表示を守らずに洗濯をしてしまうと、  
色落ちや縮み、型崩れなどのトラブルが発生しやすくなります。

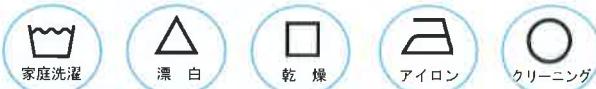
大切な衣類を正しく取り扱うため、新しい洗濯表示をあらためておさらいしてみましょう。



### 洗濯表示の見方

「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

#### ● 5つの基本記号



\*上記の順に表示されます。

● 付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉 基本記号の下に付加

線なし 通常の強さ  
— 弱い  
— = 非常に弱い  
「線（-）」が増えるほど作用は弱くなります。  
【例】

〈温度〉 基本記号の中間に付加

〈記号〉 「●」 「●●」 「●●●」  
低 → 高  
タンブル乾燥やアイロンの温度は「点（・）」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。  
【例】

〈数字〉

30  
数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。  
【例】

〈禁止〉

基本記号と組み合わせて、禁止を表します。  
【例】

### 「安全で安心なまち おおた」を目指して

大田区長

新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立に向けた機運が醸成される中で、消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。また、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、消費者被害の増加が懸念されます。

区は、消費者被害を未然防止するために、ホームページやSNS等を活用した情報提供や、消費者講座の開催等による啓発活動を実施しています。今後も区民の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、相談体制や啓発活動のより一層の充実を図り、消費者行政の更なる推進及び強化に力強く取り組んでまいります。

# 新しい洗濯表示記号



全部で  
41種類です。

一平成28年12月1日以降に表示する記号一

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
170		・液温は70°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
160		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
161		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
150		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
151		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
140		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
141		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
142		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
130		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
131		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
132		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
110		・液温は40°Cを限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥処理ができる(排気温度上限80°C)
310		・低い温度でのタンブル乾燥処理ができる(排気温度上限60°C)
300		・タンブル乾燥禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表4 自然乾燥※

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150°Cを限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

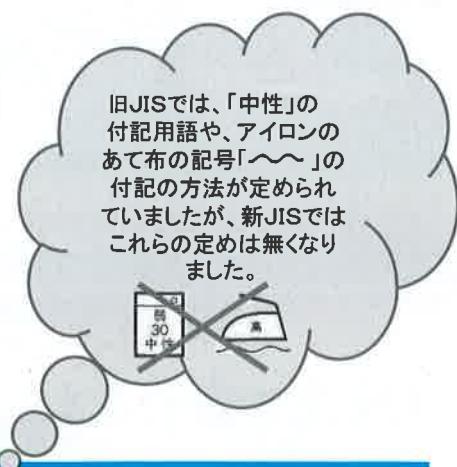
考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」 「裏返しにして洗う」 「弱く絞る」 「あて布使用」 など



※消費者庁平成28年11月4日通知「家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について」より転載

表3のタンブル乾燥とは、ドラムを回転させながら衣類に熱を当てて急速に乾かす乾燥方法です。

洗濯機に入れる衣類の量はドラムの7割程度が目安。多過ぎても少な過ぎても汚れは落ちにくいよ!



## 大切な衣類をクリーニングのトラブルから守るために

### 相談事例

特殊なボタンの付いた衣類をクリーニングに出した後、着ようとしたところ、ボタンの一つが破損していた。出した時には破損していなかったので補償してほしい。



クリーニングから戻った衣類に、出した時にはなかったシミ、変色、破損等が生じていた、とのご相談が寄せられています。一般的に衣類は、着用したり、クリーニング処理をされるほど、傷んだり、色褪せたりと、徐々に劣化していきます。

クリーニング時のトラブルの原因は大きく3つ考えられます。

- ①クリーニング業者側に問題があるもの（不適切な処理による損傷、変色等）
  - ②衣料品メーカー側に問題があるもの（耐久性の低い素材や色落ちする素材等の使用、洗濯表示の誤表記等）
  - ③消費者側とクリーニング業者側の認識のズレによるもの（着用や保管時による衣類の自然消耗・退変色・経年劣化等のクリーニング時の発見）
- 以上のような要素から複数の要素が重なって発生してしまいます。

### トラブルに遭わないために

衣類をクリーニングに出すとき、受け取るときには、必ず衣類の数や状態（汚れやシミ、縫製状態、色や風合いの変化等）をお店の人と一緒に確認しましょう。



クリーニングトラブルは、時間が経つほど原因の特定が困難になります。  
仕上がったら早めに引き取り、状態を確認しましょう。  
万一对手に気づいたら、すぐ店側に申し出ましょう。

## クリーニングを上手に利用しよう ~クリーニング店を利用する際の注意~

### 預けるときの注意事項

- ・ブローチなどアクセサリー類がついたままになっていないか確認。
- ・ポケットの中に物が入ったままになっていないか確認。
- ・付属品（ベルト、リボン、付け襟等）の有無の確認。
- ・ボタンの状態（破損・欠損等、クリーニングに耐えられるものかどうか）の確認。
- ・汚れの原因や衣類の状況、要望など、より多くの情報を伝えて依頼しましょう。



### 受け取るときの注意事項

- ・預けた衣類が揃っているか（点数の過不足や、自分のものではない衣類の混入はないか）確認。
- ・付属品は揃っているかなど衣類の状態を確認。
- ・保管の際はビニールカバーを外し、陰干ししましょう。  
ビニールカバーは運搬用で、保管用には適していません。  
ビニールカバーをかけたまま保管しておくと湿気がこもり、カビや変色の原因になります。

## クリーニング店の選び方

クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はLDマークやSマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。ご利用の店舗のルールを確認し、店舗選びの参考にしましょう。

### LDマーク

「LDマーク」のあるクリーニング店は、「全国クリーニング生活衛生同業組合連合会」の会員である47都道府県クリーニング生活衛生同業組合に加盟している店舗です。

加盟店は、ファッショニの多様化による新しい素材や加工などに応じた技術で、質の高いサービスの提供を目指しています。



LはLaundry、DはDrycleaningの頭文字を表しています

### Sマーク

「Sマーク」のあるクリーニング店は、厚生労働大臣が認可した「クリーニング業の標準営業約款」(※注1)に基づいて営業している店舗です。「LDマーク」店と同様に、利用者に質の高いサービスを提供するとともに、国民の衛生的な生活を守るために適切なクリーニング処理を行い、また、安心してご利用いただけるよう適切な賠償を行っています。



SはStandard(安心)・Safety(安全)・Sanitation(清潔)の頭文字を表しています

※注1 「クリーニング業の標準営業約款」とは、消費者保護の観点から、提供するサービスの内容や店舗・設備等を適正に表示することにより、利用者がクリーニング店のサービスを受けるときの選択の利便を図ることを目的とした制度です。



クリーニングに関するご相談は、  
消費者生活センターにご相談ください。

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談ください

**大田区立消費者生活センター  
相談専用電話**

**☎ 03-3736-0123**

受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分  
土・日・祝日・年末年始は休みです。

土・日・祝日は国・都の機関がお受けします  
**消費者ホットライン**

い や や  
**局番なし 188**

受付時間と対応窓口(年末年始、点検日等のときを除く)  
土曜日 午前9時～午後5時 東京都消費生活総合センター  
土・日・祝日 午前10時～午後4時 国民生活センター

**大田区立消費者生活センター**

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101 (JR蒲田駅東口より徒歩5分)

☎ 03-3736-7711 FAX 03-3737-2936